



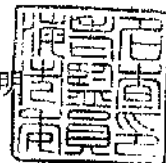
海老名市監査委員告示第 12 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、市長より監査結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を別紙のとおり公表する。

令和6年11月6日

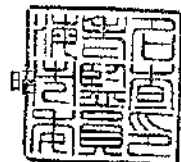
海老名市監査委員

雨宮 徳明



海老名市監査委員

清水



海老名市監査委員

宇田川 希



監査の結果及び講じた措置の内容

- 1 監査の結果により措置を講じた課 財務部 企画財政課
- 2 監査の実施日 令和6年9月25日
- 3 監査結果の公表日 令和6年10月3日(海老名市監査委員告示第10号)
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果(指摘事項)	講じた措置の内容
令和5年度の旅費の支出について支給漏れが2件あり、支給漏れの支出事務については翌年度に処理されている。 (令和6年3月25日 波止場会館1,096円、令和6年3月28日 横浜第2合同庁舎1,034円)	支給漏れ発覚後、早急に支出事務を行いました。 担当者間の引継ぎ漏れがないよう、今後は「月例旅費管理簿」を作成し課内に掲示することで、課員全員が発令や伝票処理の実施状況を逐次確認し、請求書の出力漏れが起こらないよう徹底します。